

県央広域振興圏経営懇談会設置要綱

(設置)

第1 県央広域振興圏（以下「圏域」という。）の構成主体である県民、企業、NPO、行政などの総力を結集しながら、連携や協働を通じて地域の価値を高めるとともに、いわて県民計画の策定及び推進に関する重要事項等を協議するため、県央広域振興圏経営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いわて県民計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 圏域における施策の評価に関すること。
- (3) その他圏域の地域経営に関すること。

(構成員)

第3 構成員の定数は16人以内とする。

- (1) 構成員は圏域に在住又は勤務する者のうちから、盛岡広域振興局長（以下「局長」という。）が就任を依頼する。
- (2) 構成員の任期は、就任の日から2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 懇談会は、局長が必要に応じて招集する。

- 2 局長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(座長)

第5 懇談会に、座長1人を置き、構成員の互選とする。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、盛岡広域振興局経営企画部経営企画室において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。